

中央区告示第百八十九号

次に記載の納税義務者に対して送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所地に於いて送達ができなかつたため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二の規定により告示します。

なお、当該書類は本区総務部税務課において保管し、当該書類の送達を受けるべき者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和八年七月十五日

中央区長

山本 泰



一 氏名 湯淺 隆史

二 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目六番十一号
コートラリア日本橋二〇一号

三 送達すべき書類 地方税法第三百三十一条第六項の規定によりその例によること
とされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第五十四条の規定により交
付する書類